

# 第1編 総 則

## 第1章 計画の目的・方針

### 第1節 計画の目的

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震及び風水害等の災害に対処するため、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、住民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを最大の目的とする。

### 第2節 計画の性格

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、東郷町防災会議が本町の地域に係る防災計画として、大規模な地震及び風水害等の災害に対処すべき措置事項を中心に定める。
- (2) この計画を効果的に推進するため、町及び県は、防災に関する政策、方針決定過程を始めとする様々な場面における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。
- (3) 住民の生命、身体及び財産を守るため、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努める。
- (4) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- ア 県民の生命を最大限守る
- イ 地域及び社会の重要な機能を維持する
- ウ 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- エ 迅速な復旧復興を可能とする。

- (5) 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図る。

### 第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容を次のとおりとする。

構 成		主な内容
第1編	総則	災害及び被害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱等
第2編	災害予防	災害の発生に備えた予防対策等
第3編	災害応急	災害が発生した場合の応急対策等
第4編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策等
第5編	東海地震に関する事前対策	東海地震注意情報が発表された場合又は東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合の対策等

### 第4節 東郷町地域防災計画の作成又は修正

東郷町防災会議は、東郷町地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

東郷町地域防災計画を作成又は修正する場合は、愛知県地域防災計画を参考として行うものとし、特に愛知県地域防災計画において、計画事項に示すものについては、本町の地域の実情に応じた細部を計画するものとする。

### 第5節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災上重要な施設の管理者に周知徹底を図る。

また、この計画のうち特に必要と認める事項は、地域住民に周知徹底を図るとともに、第2編災害予防に掲げる訓練を十分に実施する。

### 第6節 防災組織の整備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、この計画に従い、東郷町災害対策本部、或いは東郷町地震災害警戒本部を設置して応急対策を実施する。

#### 1 東郷町防災会議

町の地域に係る防災に関し、町の業務を中心に、町区域内の公共的機関その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法及び東郷町防災会議条例（昭和38年東郷町条例第5号）の規定に基づき、町長を会長に、同条例第3条に規定する委員により構成される町長の附属機関として設置する。

その所掌事務は、町地域防災計画を作成し実施を推進すること、防災に関する重要事項を審議すること、その重要事項に関し町長に意見を述べること及びその権限に属する事務の実施を任務とする。

#### 2 東郷町災害対策本部

町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認めるときは、災害対策基本法の規定により東郷町災害対策本部を設置し、本町における防災活動を強力に推進する。

なお、組織及び活動計画については、第3編第1章「活動態勢（組織の動員配備）」で定める。

#### 3 東郷町地震災害警戒本部

町の地域に東海地震予知情報又は警戒宣言が発令された場合は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき、東郷町地震災害警戒本部を設置し、東海地震発生に対処するため、広報、避難等万全の警戒体制をとり、住民の安全を確保する。なお、組織及び活動計画については、第5編第2章「地震災害警戒本部の設置等」で定める。

#### 4 防災組織の育成

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害される場合が予想される。このような事態において被害を最小限にとどめ、災害の拡大を防止するには、平素から住民による自主防災組織を設けて出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等を組織的に行う必要がある。

このため本町においては、行政区を単位とし地域住民による自主防災組織及び現在組織されている消防団、女性防災クラブ等の強化、育成を図る。

## 第2章 本町の特質と災害要因

### 第1節 本町の地形・地質等

本町は、名古屋市東部に隣接し、平野部と丘陵部の接合部にあたり起伏に富んだ地形で、東西 6.34 km、南北 6.36 km、総面積 18.03 km<sup>2</sup>を有している。

標高は、最高 112m、最低 17m で 100m 近い標高差がある。地質、地盤は粘土、シルト、砂、砂礫を主体とする新生代第三紀鮮新世瀬戸層群に属する矢田川累層からなり、ところによってその上部に第四紀更新世に属する沖積層の八事層又は第四紀完新世に属する沖積層が覆っている。

水系は、みよし市との境に境川が流れ、それぞれの丘陵地の合間を前川、春木川が流れ、境川に合流している。また、ため池が点在しそれを起点とする小河川が多くみられる。

年間の平均気温は、15℃程度で、年間降水量は 1,500 mm程度とそれほど多くなく、降雪はまれである。

### 第2節 過去の災害状況

#### 1 過去の地震とその被害

愛知県は、地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われている。

過去に愛知県に大きな被害を与えた地震は、海溝型地震と内陸型地震のタイプに分けることができる。

##### (1) 海溝型大地震

発生年	M	地震名	死者・行方不明者	その他の被害・特徴
1707年	8.6	宝永地震	—	県では渥美郡、吉田（現豊橋）で大被害のほか、全県で被害。尾張領内の堤防被害延長9,000m。震度7～6。津波も来襲し、渥美表浜で6～7mにもなった。
1854年	8.4	安政地震	—	県では宝永地震に似た被害。三河、知多、尾張の沿岸部の被害が目立った。震度6～5。津波も来襲し、渥美表浜通りで8～10m、知多半島西岸で2～4mとなり被害が出た。

1944年	7.9	東南海地震	死者・行方不明者 1,223人	県の被害は他県に比べ最大で、死者・行方不明者438人、負傷者1,148人、家屋全壊16,532棟、同半壊35,298棟。震度6～5、一部7。小津波あり（波高1m内外）、名古屋臨港部等では著しい液状化現象による被害があった。
-------	-----	-------	--------------------	---

## (2) 内陸型地震

発生年	M	地震名	死者・行方不明者	その他の被害・特徴
1586年	7.8	天正地震	死者 5,500人以上	この地震の震央は伊勢湾で、長島付近では大被害を受け震度7、尾張部6、三河部6～5。津波高2～4m。
1891年	8.0	濃尾地震	死者 7,885人	県の被害は、死者2,638人、負傷者7,705人、全壊85,511棟、半壊55,655棟で県の地震災害史上最大の被害を受けた。震度7～6。
1945年	6.8	三河地震	死者 2,306人	三河南部の深溝断層の活動によるもので、幡豆郡、碧海郡に大被害が生じた。被害はすべて県のもので、死者2,306人、負傷者3,866人、全壊16,408棟、半壊31,679棟。震度は、西三河南部を中心に7～6、県域の大部分が5以上。津波も発生し、蒲郡で1mほどに達したが津波による被害はほとんどなかった。

## 2 過去の風水害等とその被害

- (1) 昭和34年9月に発生した伊勢湾台風による被害が甚大であり、本町においても死者の発生、家屋の倒壊等があった。

## ア 人的被害

(ア) 死者 3人

(イ) 負傷者 58人

## イ 物的被害

(ア) 家屋の倒壊 124戸

(イ) 家屋の半壊 543戸

(ウ) 床下浸水 124戸

- (2) 平成12年9月11日の東海豪雨では、愛知県内（特に、名古屋市や西枇杷島町等）で甚大な被害が発生した。名古屋地方気象台では、9月11日の1日で428mmの雨量

を観測し、愛知県全域で家屋被害は65,649棟（全・半壊・一部破損319棟、床上浸水22,078棟、床下浸水39,728棟）に上り、被災人口は180,149人に達し、本町においても次表の被害がみられた。

## ア 被害状況

区 分		内 容	摘 要
住宅浸水等	床上浸水	5戸 5世帯 16人	春木字伊勢木ほか
	床下浸水	33戸 34世帯 131人	町内全域
	非住家	床上浸水3戸 床下浸水3戸	
道 路	損壊	25箇所	
	冠水	5箇所	神ノ木交差点付近 榊池～伊勢木付近 春木字伊勢木地内（農協裏開発地域） 四ツ塚～追分付近 春木石塔地内
	通行不能 （崩壊、冠水等）	6箇所	名古屋岡崎線三ツ池交差点 冠水 諸輪字百々地内 法面崩壊 諸輪字東脇地内（新切川）道路陥没 和合ヶ丘2丁目 法面崩壊 御嶽公園 法面崩壊 春木字伊勢木地内（農協前） 冠水
橋 梁	損壊、基礎露出	6箇所	通学橋 諸輪字小泉地内 春木川（春木字伊勢木(15-6-1橋)） 春木川（伊勢木橋） 春木川（申下橋） 春木川（瀬戸大府バイパス高架下前田橋西）
河 川	越水	1箇所	新切川（諸輪字米ヶ廻間 新切下池付近）
	法面崩壊	4箇所	春木川（現タチヤ南から渡辺木材西） 春木川（春木字伊勢木(15-6-1橋付近)） 前川（篠木橋上流） 濁池川

イ 災害関係データ

区 分		内 容	備 考
降雨量		最大 63mm (21時から1時間)	17:00-18:00-19:00-20:00-21:00 3mm 37mm 42mm 36mm
			21:00-22:00-23:00-24:00 63mm 53mm 31mm
災害対策本部等	災害対策本部	設置時刻 9月11日 20時30分 廃止時刻 9月16日 20時45分	
	職員配備数	88名	延べ出動人員 223人
避難勧告	傍示本地区	対象 15世帯 72人 実質 4世帯 12人	避難所 傍示本公民館 開設 11日 22:30 解除 12日 2:30
	和合ヶ丘地区	対象 16世帯 48人 実質 1世帯 4人	避難所 和合ヶ丘集会所 開設 12日 6:30 解除 13日 8:30
自主避難の呼び掛け	四ツ塚地区	対象 26世帯 87人 実質 10世帯 29人	避難所 部田コミュニティセンター 開設 11日 22:30 解除 12日 10:30
避難所の開設等	和合地区	避難者なし	避難所 和合公民館 開設 11日 22:30 解除 12日 2:30
	諸輪地区	避難者なし	避難所 諸輪公民館 開設 11日 22:30 解除 12日 2:30
	祐福寺地区	避難者なし	避難所 祐福寺公民館 開設 11日 22:30 解除 12日 2:30
り災証明書発行件数	16件	家屋 15件、自動車 1件	
消防団員出動人員数	延べ 100人 参集 (1日あたり 50人)	全分団要請 11日午後 8時 25分から 12日午前 8時 30分まで	
尾三消防署出動人員数	6名		

(3) 平成24年8月11日の局地的な豪雨により、本町において次表の被害がみられた。

ア 被害状況

区 分		内 容	摘 要
住宅浸水等	床上浸水	19棟 19世帯 44人	春木字伊勢木ほか
	床下浸水	46棟 39世帯 127人	春木字伊勢木ほか
	非住家	床上浸水2棟	東郷町役場、尾三消防本部東郷消防署
道 路	損壊	59箇所	町内全域
	冠水	14箇所	春木字伊勢木地内 春木字石塔、申下地内 春木字四ツ塚～追分地内 諸輪字仁登、観音地内 和合ヶ丘地内、春木台地内ほか
	通行不能 (崩壊、冠水等)	6箇所	白鳥1丁目地内 道路陥没 白鳥1丁目、3丁目(愛知池線) 冠水 諸輪字百々地内 崩壊 和合字前田地内 冠水 春木字伊勢木、榊池地内 冠水 春木字勘右エ門新田地内 崩壊
橋 梁	損壊、基礎露出	1箇所	諸輪字前田地内(前川)
河 川	越水	1箇所	春木川(春木字羽根穴付近)

イ 災害関係データ

区 分		内 容	備 考
降雨量		最大72mm (15時から1時間)	13:00-14:00-15:00-16:00-17:00 25mm 63mm 72mm 47mm
			17:00-18:00-19:00 3.5mm 1mm
災害対策本部等	災害対策本部	設置時刻 8月11日 15時00分 廃止時刻 8月11日 22時10分	
	職員配備数	56名	延べ出動人員 103人(8/11~13)



避難勧告	—	
自主避難	10人	東郷町役場3人、和合公民館4人、北山台コミュニティセンター3人
避難所の開設等	—	
り災証明書発行件数	11件	浸水8件、落雷3件
消防団員出動人員数	述べ45人参集	全分団要請 11日15時55分から20時21分まで
尾三消防本部非常配備体制	14:22 第2非常配備 15:41 第3非常配備 (20:30解除)	

### 第3節 社会的条件

災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件のほか人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。

本町における社会的な災害要因としては主に次のような点が挙げられる。

- 1 昭和40年代半ばから土地区画整理事業や大規模住宅団地等の建設により都市化が進み、人口が増加したため大災害の時にはそれに比例して被災人口も増加する心配がある。
- 2 都市化の進展により住宅地が増え、里山が減ったことにより、降雨時に浸透する水量が減り、出水量が増加することにより河川等の氾濫を引き起こす危険性がある。
- 3 電力、ガス、水道、下水道、電話等は現代社会を支える基礎的なインフラであり、これらのライフライン施設が被害を受けると、その復旧に時間を要するばかりか、2次災害の危険もある。また、これらのインフラに対する依存度は、災害対応を行う役場など公共機関においても高いため、十分な事前の対応がされていないと災害応急対策に大きな影響を与えてしまう。
- 4 町内には名古屋市と豊田市を結ぶ国道153号バイパスなど社会経済的な面で重要な路線が通っており、災害等により、これらの通行が阻害された場合には、被害の拡大が心配される。
- 5 人々の価値観の多様化等により地域社会が変容し、コミュニティ意識の低下を招いている。そしてこのことは、消防団員確保が困難になるなど地域防災力の低下につながっている。

これらの災害要因をできる限り克服し、災害による被害を最小限に食い止めるには、まず第1に住民が自分の身は自分で守るという自助、向こう3軒両隣での互助、身近な自治会等

による共助、そして行政による公助がうまく機能するような防災協働社会の形成を進める必要がある。

## 第3章 被害の想定

### 第1節 地震被害の想定

本町に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震（遠方型、直下型）があるが、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について調査、研究を行い、この地域防災計画等における具体的な計画の策定・修正に際しての参考とする。

#### 1 想定地震

##### (1) 海溝型地震

東海地震、東南海地震及び東海・東南海地震連動を想定する。

##### (2) 内陸型地震

猿投一境川断層又は猿投山北断層の活動による直下型地震を想定する。

#### ア 猿投一境川断層

愛知県が実施した各種調査・探査の結果、猿投一境川断層は、その南西方の高根山撓曲と地形・地質や断層の連続性から判断して、連続する断層の可能性が高い。その場合の長さは両者を合わせて約34kmと推定され、活動度はB級最下位（0.1m/千年程度）であることが確認された。

藤岡町深見地区で実施した詳細調査の結果、猿投一境川断層の最新活動時期は約11,800年前である可能性が高い。この断層の活動間隔は約1.4～3.4万年程度と推定される。活動間隔が相当長い、活動間隔値には誤差もあるため安全とは言い切れず、注意を怠ることはできない。

#### イ 猿投山北断層

平成7～8年度に愛知県建築部が猿投山北断層の詳細な調査を実施し、この結果や既存資料等から断層の位置及び長さ（21km）が判明している。

この調査によれば、1回の変位量と活動間隔の関係から、右横ずれを主体とした平均変位速度は0.5m/千年程度と推定され、活動度はB級中位である。また、最新活動時期は約1,900年前～3,300年前、活動間隔は約5,000年とされている。このことから、今後数百年以内という近い将来に活動する可能性は、完全に否定できないものの高くはないと考えられている。

#### ウ 高根山撓曲

地形・地質や断層の連続性から判断して、猿投一境川断層の一部と考えられる。

#### 2 南海トラフで発生する恐れのある地震の被害予測及び減災効果

##### (1) 被害予測調査対象とした地震

県は、戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまで

の地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として、被害予測調査を実施した。

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、本町に与える影響は極めて大きく、その発生確率や被害規模から、本町としてまず対策を講ずべき対象として考慮するものである。

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため次の地震モデルを本町における被害想定の対象地震とする。

#### ア 「過去地震最大モデル」

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。

本町の地震対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

#### イ 「理論上最大想定モデル」

南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。（※国が平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」）

本町の地震対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。

### 3 被害想定結果

本町における被害想定は、「過去地震最大モデル」、「理論上最大想定モデル」とも最大震度「6強」となり、これらによる被害は次のとおりである。

なお、次に掲載したデータは、冬早朝5時、夏昼12時、冬夕方18時の設定のうち、被害が最大になる冬夕方18時のものである。

	全壊・焼失棟数（冬夕方18時発災）					
	揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地	火災	合計
過去地震最大モデル	約90	*	*	*	約10	約100
理論上最大想定モデル	約700	*	*	*	約200	約900

\*：被害わずか（5未満）

①5未満→「\*」、②5以上100未満→「一の位を四捨五入」、③100以上1万未満→「十の位を四捨五入」

次に掲載したデータは、被害が最大になる冬早朝5時のものである。

	死者数（冬早朝5時発災、早期避難率低の場合）							合計
	建物倒壊		浸水・津波			急傾斜地崩壊等	火災	
	（うち屋内 収容物移動・ 転倒、屋内落 下物）		（うち自力 脱出困難）	（うち逃 げ遅れ）				
過去地震 最大モデル	*	*	*	*	*	*	*	*
理論上最 大想定モ デル	約 40	*	*	*	*	*	*	約40

次のライフライン機能支障、避難者数、帰宅困難者数、災害廃棄物等の量については、「過去地震最大モデル」に基づく予測値である。

ライフライン機能支障（発災1日後；冬夕方18時発災）						
上水道	下水道	電力	固定電話	携帯電話	都市ガス	LPガス
断水人口 （人）	機能支障 人口（人）	停電軒 数（軒）	不通回線 数 （回線）	停波基地局 率（%）	復旧対象戸 数（戸）	機能支障世 帯数（世帯）
約 24,000	約 24,000	約 16,000	約 3,900	80	*	約200

避難者数（人）（冬夕方18時発災）			帰宅困難者数（人） （夏昼12時発災）	災害廃棄物等（千 トン）（冬夕方18 時発災）
1日後	1週間後	1か月後		
約600	約4,300	約1,600	約1,900～2,000	約35

#### 4 減災効果

「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化（耐震化率100%）や家具等の転倒・落下防止対策実施（実施率100%）等により、揺れによる全壊棟数は約6割減少し、死者数は約8割減少すると想定されている。

## 第2節 風水害等の災害想定

本町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、具体的な計画の策定を行う。

1 台風による災害

- (1) 台風に伴う大雨による河川の氾濫、家屋の浸水、ため池の破堤等
- (2) 台風に伴う強風による家屋の倒壊等

2 集中豪雨等異常降雨による災害

- (1) 河川、ため池の氾濫による水害等
- (2) 低湿地域の排水不良による浸水等
- (3) 宅地造成地におけるがけ崩れ等

3 大規模火災

- (1) 市街地等の住宅密集地における大規模火災
- (2) 林野における大規模火災

4 異常干ばつによる災害

干ばつに伴う上水道災害

5 危険物の爆発等による災害

ガス貯蔵等の爆発による火災等

6 その他

上記以外の災害

## 第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1節 実施責任

#### 1 町

町は、災害対策基本法の基本理念にのっとり町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県及び市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、警戒宣言発令時及び災害時には、応急措置を実施する。

また、県及び市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

### 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

## 1 町

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
- (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- (3) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）を行う。
- (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。
- (6) 避難の勧告、指示を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (9) 水防、消防活動及び浸水対策活動を行う。
- (10) 被災児童生徒等に対する応急の教育を行う。
- (11) 公共土木施設、農林業施設等の新設、改良及び防災並びに災害復旧を行う。
- (12) 農作物、家畜、林産物に対する応急措置を行う。
- (13) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (14) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (15) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
- (16) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (17) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (18) 被災建築物・宅地の危険度判定等を行う。
- (19) 東海地震注意情報が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。

## 2 県関係機関

[県]

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。）の収集伝達を行う。
- (2) 境川について、名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。
- (3) 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。
- (4) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。）を行う。
- (5) 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- (6) 地震防災応急対策について、市町村長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示を行う。
- (7) 避難の勧告、指示を代行することができる。



- (8) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- (9) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく被災者の救助を行う。
- (10) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (11) 市町村の実施する水防、消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。
- (12) 被災児童生徒等に対する応急の教育を行う。
- (13) 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。
- (14) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (15) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (16) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- (17) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (18) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせんを行う。
- (19) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (20) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- (21) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (22) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体・環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
- (23) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (24) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (25) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。
- (26) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の建設を行う。
- (27) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。
- (28) 東海地震注意情報が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
- (29) 名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。
- (30) 県が管理する河川等について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。

[県警察]

- (1) 災害時又は警戒宣言発令時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。
- (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
- (3) 被害実態の早期把握と情報(東海地震に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。)の伝達を行う。
- (4) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。

- (5) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- (6) 人命救助を行う。
- (7) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。
- (8) 災害時又は警戒宣言発令時等における交通秩序の保持を行う。
- (9) 警察広報を行う。
- (10) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。
- (11) 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力を行う。
- (12) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
- (13) 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。

〔愛知県瀬戸保健所〕

災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。

〔愛知県尾張建設事務所〕

- (1) 公共土木施設に対する応急措置を行う。
- (2) 公共土木施設の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。

〔愛知県愛知警察署〕

- (1) 情報の収集、伝達及び災害原因調査を行う。
- (2) 警察広報を行う。
- (3) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- (4) 被災者の救出、救護を行う。
- (5) 危険物の取締りを行う。
- (6) 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。
- (7) 交通規制を行う。
- (8) 犯罪の予防その他災害地における社会秩序の維持を行う。

3 指定地方行政機関

〔中部管区警察局〕

- (1) 管内各県警察の災害警備活動の指導・調整を行う。
- (2) 他管区警察局及び管内防災関係機関との連携を行う。
- (3) 管内各県警察の相互援助の調整を行う。
- (4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制を行う。
- (5) 情報の収集及び連絡を行う。

〔東海財務局〕

- (1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るうえからできるだけ早期に災害復旧事業を実施することができるようになる。
- (2) 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。

- (3) 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。
- (4) 警戒宣言が発せられたときは、必要に応じて、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、適切な措置を講じるよう要請する。
- (5) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。
- (6) 災害が発生した場合、又は東海地震にかかる警戒宣言が発せられたときに応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。

[東海北陸厚生局]

- (1) 災害状況の情報収集、連絡調整
- (2) 関係職員の派遣
- (3) 関係機関との連絡調整

[東海農政局]

- (1) 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。
- (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。
- (3) 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。
- (4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。
- (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
- (6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等を行う。
- (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- (9) 応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。
- (10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食品等の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講じる。
- (11) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。
- (12) 必要に応じ、職員を派遣し、食料供給活動を支援する。

[中部経済産業局]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電力及びガスの安定供給の確保に関すること。
- (3) 災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。

- (4) 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

[中部運輸局]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
- (3) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
- (4) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- (5) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
- (6) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。

[名古屋地方気象台]

- (1) 愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性や住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。
- (2) 愛知県及び町が実施する防災訓練において、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう支援する。
- (3) 愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。
- (4) 都道府県や町、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。
- (5) 町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・助言を行う。
- (6) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- (7) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。
- (8) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- (9) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- (10) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。

[東海総合通信局]

- (1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理を行う。
- (2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。
- (3) 被災地区における電気通信施設の被害状況の調査を行う。
- (4) 非常通信訓練の計画及び実施についての指導を行う。

- (5) 非常通信協議会の運営を行う。
- (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与を行う。

[愛知労働局]

- (1) 被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。
- (2) 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
- (3) 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
- (4) 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講じるよう要請する。
- (5) 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。
- (6) 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。
- (7) 被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。
- (8) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当(賃金日額の4.5割~8割に相当する額)の支給を行う。

[中部地方整備局]

- (1) 災害予防
  - ア 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。
  - イ 降雨、河川水位等について観測する。
  - ウ 災害発生後の応急復旧を円滑に進めるために災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。
  - エ 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。
  - オ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況の把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。
  - カ 震災時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。
  - キ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
- (2) 地震防災応急対策
  - ア 警戒宣言が発令された場合、緊急輸送路を確保する等の目的で実施される交通規

制に協力する。

イ 道路利用者に対して、地震予知情報等及び交通規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけを行う。

(3) 初動対応

情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。

(4) 応急復旧

ア 気象庁が地方整備局管内で震度4以上を発表した場合及び災害が発生した場合又はおそれのある場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施する。

イ 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。

ウ 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。

エ 災害発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。

オ 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。

[中部地方環境事務所]

- (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。

[近畿中部防衛局東海防衛支局]

- (1) 所管財産の使用に関する連絡調整を行う。
- (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。
- (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。

[国土地理院中部地方測量部]

- (1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
- (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
- (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
- (4) 被災した地域の災害復旧・復興に当たっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施に当たっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

#### 4 自衛隊

- (1) 自衛隊は、災害派遣要請者（県知事）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。

- ア 被害状況の把握を行う。
- イ 避難の援助を行う。
- ウ 遭難者等の捜索救助を行う。
- エ 水防活動を行う。
- オ 消防活動を行う。
- カ 道路又は水路の啓開を行う。
- キ 応急医療、救護及び防疫を行う。
- ク 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- ケ 炊飯及び給水を行う。
- コ 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。
- サ 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。
- シ その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

#### (2) 地震災害における措置

##### ア 災害派遣の準備

- (ア) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。
- (イ) 災害派遣計画を作成する。
- (ウ) 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。

##### イ 東海地震注意情報の発表に伴う措置

- (ア) 師団司令部に指揮所を開設する。
- (イ) 各部隊は災害派遣準備に着手する。
- (ウ) 連絡班及び偵察班の派遣を準備する。
- (エ) 航空機の一部を守山駐屯地等に移動し、指揮・連絡活動を実施する。

##### ウ 警戒宣言が発せられたときの措置

- (ア) 非常勤務態勢に移行し、全力をもって災害派遣準備を促進する。
- (イ) 北陸及び滋賀県所在部隊を東海地区へ集中する。
- (ウ) 所要の航空機を小牧基地に移動し、必要に応じ航空偵察を実施する。
- (エ) 愛知県地震災害警戒本部（状況により他の機関）へ連絡班（連絡幹部）を派遣する。

##### エ 発災後の対処

- (ア) 即時救援活動

人命救助を最優先して救援活動を実施する。

(イ) 応急救援活動

方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。

(ウ) 方面隊による本格対処

方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。

5 指定公共機関

[独立行政法人水資源機構]

- (1) 水資源機構施設等（ダム、調整池、頭首工、用排水路、水門等）の保全及び同施設を通じて行われる流水の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。
- (2) 東海地震注意情報が発表されたときは、中部支社等に防災本部を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。

[独立行政法人地域医療機能推進機構]

知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

[日本銀行]

災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。

- (1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
  - ア 通貨の円滑な供給の確保
  - イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保
  - ウ 通貨および金融の調節
- (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
  - ア 決済システムの安定的な運行に係る措置
  - イ 資金の貸付け
- (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- (5) 各種措置に関する広報
- (6) 海外中央銀行等との連絡・調整

[日本赤十字社]

- (1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。
- (2) 医療、助産、遺体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。
- (3) 血液製剤の確保と供給を行う。
- (4) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。なお、配分に当たっては、地方公共団体や防災ボランティア等の協力を



得ながら行う。

- (5) 義援金等の受付及び配分を行う。なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速かつ公正な配分に努める。

[日本放送協会]

- (1) 警戒宣言等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況等の報告を行う。
- (2) 警戒宣言等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。
- (3) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。
- (4) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、地震予知情報等の放送を行う。
- (5) 気象等予警報及び被害状況等の報道を行う。
- (6) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。
- (7) 津波警報・注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。
- (8) 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。

[西日本電信電話株式会社]

- (1) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等、災害時における情報の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。
- (3) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (5) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (6) 気象等警報を市町村へ連絡する。
- (7) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

[日本郵便株式会社]

災害の発生又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- (4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施する。
- (5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用

に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

[東邦ガス株式会社]

- (1) ガス施設の災害予防措置を講じるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合、災害対策本部を設置し、地震防災応急対策の準備を行う。
- (3) 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

[日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社]

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。

[中部電力株式会社、関西電力株式会社、電源開発株式会社]

- (1) 電力設備の災害予防措置を講じるとともに、東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。
- (2) 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。
- (3) 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。

[エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社]

- (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。
- (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (4) 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。

[KDDI株式会社]

- (1) 災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。
- (2) 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (3) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

[株式会社NTTドコモ]

- (1) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時)、その他の災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時)、その他の災害時における情報等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。

- (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (4) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (5) 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

[ソフトバンク株式会社]

- (1) 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
- (3) 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。

## 6 指定地方公共機関

[愛知用土地改良区]

かんがい排水施設の整備、点検及び災害復旧対策への指導及び助言を行う。

[愛知県尾張水害予防組合]

- (1) 水防施設、資機材の整備と管理を図る。
- (2) 水防計画の策定及びその推進を図る。

[各ガス事業会社（東邦ガス株式会社を除く。)]

- (1) ガス施設の災害予防措置を講じる。
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合には、非常体制に入る。
- (3) 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

[一般社団法人愛知県トラック協会]

- (1) 警戒宣言発令後、緊急輸送対策本部及び支部対策室を設置する。
- (2) 緊急輸送対策本部及び支部対策室は、関係機関からの緊急輸送要請に対応する。
- (3) 災害応急活動のため、各機関からの車両借上げ要請に対し、配車を実施する。
- (4) 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。

[各民間放送及び新聞社]

日本放送協会に準ずる。

[公益社団法人愛知県医師会]

- (1) 医療及び助産活動に協力する。
- (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。

[一般社団法人愛知県歯科医師会]

- (1) 歯科保健医療活動に協力する。
- (2) 身元確認活動に協力する。

[一般社団法人愛知県薬剤師会]

- (1) 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
- (2) 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。

[公益社団法人愛知県看護協会]

看護活動に協力する。

〔一般社団法人愛知県病院協会〕

医療及び助産活動に協力する。

〔一般社団法人愛知県LPガス協会〕

(1) LPガス設備の災害予防措置を講じる。

(2) 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。

〔尾三消防組合〕

消防、救急及び救助を行う。

〔愛知中部水道企業団〕

上水道施設の災害応急復旧の実施及び緊急給水体制の整備を行う。

〔日東衛生組合〕

災害時に被災地から搬入されたし尿等の処理を行う。

〔尾三衛生組合〕

災害時に被災地から搬入されたごみ等の処理を行う。

#### 7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

〔あいち尾東農業協同組合〕

(1) 関係の被害調査の実施、対策指導を行う。

(2) 必要資機材及び融資のあっせんへの協力をする。

〔東郷町商工会〕

(1) 関係の被害調査の実施、対策指導を行う。

(2) 必要資機材及び融資のあっせんへの協力をする

〔ため池管理者〕

ため池の防災管理及び防災活動への協力をする。

〔区、自治会、自主防災組織、女性防災クラブ〕

各種情報の連絡、避難者の世話その他応急処置の補助を行う。

〔東郷町消防団〕

災害応急処置、災害復旧処置、社会秩序維持等に努める。

〔社会福祉法人東郷町社会福祉協議会〕

町の実施する避難及び応急対策への協力をする。

〔東郷町施設サービス株式会社〕

町の実施する避難及び応急対策への協力をする。

〔公益社団法人東郷町シルバー人材センター〕

業務委託による庁内管理業務内の通報等を行う。

〔危険物施設の管理者〕

危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い防災活動について協力する。

〔その他重要な施設の管理者〕

その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。